

国民健康保険にご加入の皆様へ

問合せ 町民課 国民健康保険担当 内線257・457
 子ども・子育て支援納付金について：子ども・子育て支援金制度コールセンター
 ☎0120 (303) 272 9時から18時（日祝を除く）

■「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を7月中旬に郵送します

送付先	マイナ保険証の有無	送付するもの（郵送方法）
世帯主 （世帯主が加入していない世帯も含む）	なし	資格確認書（特定記録郵便）
	あり	資格情報のお知らせ（普通郵便）

※現在使用中のものは7月末が有効期限です。期限後は、ご自身で破棄していただいて構いません。

■「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」が期限を迎えます

有効期限 7月31日(金) ※異なる場合もあります。

期限後も従来の認定証を利用する場合は申請が必要です。

申請受付 8月3日(月)から

その他 16歳以上の国保加入者（国保未加入の世帯主、所得がない方、親族の扶養となっている方）は所得の申告が必要です。



マイナ保険証（保険証利用登録がされたマイナンバーカード）をご利用の方は、**申請不要**です！
 ぜひマイナ保険証をご利用ください。



こども家庭庁
ホームページ

■令和8年度国民健康保険税納税通知書を7月中旬に郵送します

送付先 世帯主（世帯主が加入していない世帯も含む）

その他 令和8年度から「子ども・子育て支援納付金」が加算されます。
 詳細は国（こども家庭庁）のホームページをご覧ください。

後期高齢者医療制度にご加入の皆様へ

問合せ 町民課 後期高齢者医療担当
 内線259・456

■「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を7月中旬に郵送します

	年齢	マイナ保険証の有無	送付するもの（郵送方法）
①	85歳以上 （昭和16年8月1日以前生まれ）	なし	資格確認書（特定記録郵便）
②	84歳以下		資格確認書（特定記録郵便）
③	（昭和16年8月2日以降生まれ）		資格情報のお知らせ（普通郵便）

※③の方が「資格確認書」の交付を希望する場合は、申請が必要です。

※現在使用中のものは7月末が有効期限です。期限後は、ご自身で破棄していただいて構いません。

（参考）

書類	利用方法等
資格確認書	医療機関等の窓口で提示（マイナ保険証の代わりとなる）
資格情報のお知らせ	マイナ保険証が利用できない場合に、「マイナ保険証」＋「資格情報のお知らせ」を医療機関等の窓口で提示

■令和8年度保険料決定通知書を7月中旬に郵送します

〈保険料の納付方法〉

A 特別徴収（年金天引き）

対象 以下の条件をすべて満たす方

- ・杉戸町の介護保険料が年金から天引きされている
- ・年金受給額が年18万円以上
- ・後期高齢者医療保険料と介護保険料の1期分の合計額が、年金受給額（1回あたり）の2分の1以下

B 普通徴収（口座振替または納付書で支払い）

対象 Aに該当しない方

※国民健康保険税を口座振替で納めていた人も、改めて口座振替の手続きが必要です。

令和8年度介護保険料のお知らせ

問合せ 高齢介護課 介護保険担当 内線315・316

介護保険制度は、高齢者の介護や介護予防を社会全体で支えていく仕組みです。40歳以上の方が納める介護保険料と公費で、50%ずつの負担により運営されます。

65歳以上の方の介護保険料は町が算定し、徴収します。（40歳～64歳の方の介護保険料は、加入している健康保険組合等が医療保険料と合わせて徴収することになっています。）

■65歳以上の方の介護保険料

・保険料の決まり方

前年中の本人の所得・世帯の課税状況などに基づき、下表の13段階で決定します。

令和8年度の介護保険料は、令和7年度税制改正の影響を受けないよう調整を行うため、住民税非課税でも課税扱いとなる場合があります。

詳細は、7月に送付する「令和8年度介護保険料の決定通知書」をご確認ください。

・保険料の納め方

原則として年金から天引き（特別徴収）になります。ただし、年度の途中で65歳になった方や、他市町から転入された方などは一時的に納付書払い（普通徴収）となります。特別徴収と普通徴収の納め方を選ぶことはできません。

普通徴収は、口座振替が便利です。

納め忘れに注意！

介護保険料を納めないと、延滞金の加算や、介護サービス利用料の自己負担額引き上げなどの措置がとられます。



■介護サービスの利用と自己負担額

要介護認定者が介護サービスを利用したときは、利用料の1割または3割が自己負担額となります。

▼令和8年度の介護保険料

所得段階	対象となる方		介護保険料（年額）	
第1	本人が住民税非課税	・生活保護受給者の方 ・本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額*の合計が82.65万円以下の方	17,800円	
第2		本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額*の合計が 82.65万円を超え120万円以下の方	27,200円	
第3			120万円を超える方	42,800円
第4	世帯課税	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額*の合計が 82.65万円以下の方	56,200円	
第5（基準額）			82.65万円を超える方	62,500円
第6	本人が住民税課税	本人の前年の合計所得金額*が	120万円未満の方	75,000円
第7			120万円以上210万円未満の方	81,200円
第8			210万円以上320万円未満の方	93,700円
第9			320万円以上420万円未満の方	106,200円
第10			420万円以上520万円未満の方	118,700円
第11			520万円以上620万円未満の方	131,200円
第12			620万円以上720万円未満の方	143,700円
第13			720万円以上の方	149,900円

※合計所得金額につきまして、詳しくは介護保険パンフレット「令和8年度版とにもはぐくむ介護保険」をご覧ください。



パンフレット